

【壮瞥町】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	129	135	140	135	134
②予備機を含む 整備上限台数	0	0	161	0	0
③整備台数	0	0	140	0	0
④③のうち基金事業によるもの	0	0	140	0	0
⑤累積更新率	0	0	100	100	100
⑥予備機整備台数	0	0	21	0	0
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0	0	21	0	0
⑧予備機整備率	0	0	15	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定

(端末整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に整備した 1 人一台端末 194 台(教師用含む)は、令和 7 年度末に納品から 5 年経過するが、端末に問題がないため令和 8 年度に更新する。教職員用端末についても同時に更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 194 台

○処分方法

小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源を委託：194 台

○端末のデータ消去方法

自治体の職員が行う。

○スケジュール

令和 8 年度中 新規購入端末の納品・使用開始

令和 9 年度中 既存機器のデータ消去及び使用済端末の事業者への引き渡し